

番号	意見・質問等	対応方針
1	保健所を設置する上で、どのようなところが一番の課題なのか。	第1回委員会での意見への回答(No.4)においても課題を5点ほど挙げましたが、専門職の確保・育成については、今まで経験がないという点でハードルが高く、県や先行市などからの情報収集や十分な検討が必要と考えております。 また、広報啓発活動について、保健所と保健センターを一体化することで生じるメリット等が、市民にわかりやすく伝わるよう、方法や内容を検討してまいります。
2	在宅医療、認知症対策も重要であると考えているが、それに対する取組みについてどう考えているか。	地域包括ケア体制の構築の一つとして、甲府市在宅医療・介護連携推進会議等において、様々な検討を行っている段階であり、今後、甲府市医師会等と連携を図りながら、平成30年度の実施に向け取り組んでまいります。
3	生活衛生営業関係に関して、現在、県では8団体が活動している。今までは、設置・認可・衛生検査等に関して、県内の各保健所と連携をとりながら行ってきたが、市が保健所を設置した場合も、同様に行ってもらえるのか。	ご意見をふまえ、県と協議をしております。
4	移行後に、市が設置した保健所職員の配置換えは可能か。	職員の配置換えについては、組織内で可能と考えておりますが、ご質問をふまえ検討してまいります。
5	移行にあたり、経験不足や専門性の問題を考えると、県と市で研修の話を計画的に進める必要がある。	ご意見をふまえ、県と協議をしております。
6	この基本構想を基に保健所が設置されるということだと思うが、設置後、この基本構想の位置づけはどうなるのか。 できる時の理念が続き、それが根底となり保健所が作られることは、とても大切なことであり、何らかの形でこれが生きていくよう考えていただきたい。	ご提案いただきましたとおり、保健所設置後も、本基本構想の理念を継続し活かしていくことは重要であると考えます。 平成30年度には、「第3次健やかいきいき甲府プラン」を構成する「甲府市保健計画」の見直しを予定しておりますので、その計画に本構想を反映してまいります。